

商品概要説明書

「相続定期貯金Ⅱ」

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○大口定期貯金 (愛称：相続定期貯金Ⅱ)
2. 販売対象	○相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方(不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金を含む)
3. 取扱期間	○令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火)
4. 預入期間	○定型方式：1年・3年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○一契約当り 1,000万円以上 ○1円単位
6. 必要書類	他金融機関で相続手続をされた場合は、「相続手続の完了時期」、「相続人であること」、「相続により取得した金額」が分かる①～④のいずれかの書類 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 ④「遺言書(公正証書遺言または検認済の自筆証書遺言)」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 ※ 不動産や有価証券等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類 ※ 死亡保険金(共済金)を原資とする場合は、死亡保険金(共済金)であることが確認できる書類
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の店頭表示利率に0.2%を上乗せした約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日(自動継続時)以降の金利は、店頭表示利率となり金利上乗せとはなりませんので、ご了承願います。 ○預入期間1年のものは、満期日以後に一括して支払います。 ○預入期間3年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○ <u>20.315%</u> (国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日まで適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
9. 付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優の取扱いはできません。

	<p>○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</p>
10. 中途解約時の取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 － 約定利率 × 30% C. 約定利率 － $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJ Aバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A. 約定利率 － 約定利率 × 30% B. 約定利率 － $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>○中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
11. 貯金保険制度（公的制度）	<p>○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A各支店または本店金融部金融推進課（電話：054-646-5102）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A本店金融部金融推進課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
13. その他参考となる事項	<p>○原則、「総合口座通帳」の定期欄または「定期貯金通帳」への作成となります。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。</p> <p>○金利環境の変化等により、お取り扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJ Aおおいがわホームページにてお知らせいたします。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aおおいがわ